

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(535))」
2. 日時：令和2年11月18日 14時05分～15時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)
4. 出席者：(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料計画グループ課長 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・ 臨界防止を目的とした誤配置防止措置の運用について
- ・ 誤配置防止に係る記載の適正化について
- ・ 附則の記載について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁のミヤモトレスはこれから玄海原子力発電所のリーダー付近工事伴う保安規定の変更認可申請のヒアリングを行います。
0:00:14	まず九州電力の方から、今日の配付資料と、
0:00:19	配布資料の説明をあわせてお願いいたします。
0:00:25	はい。九州電力の橋本でございます。本日はお時間取っていただきありがとうございます。本日は10月の27日の日に行った審査会合のコメントの回答ということで、1点、回答させていただいていこうと思っております。
0:00:40	1点目ですけども、臨界防止を目的としては誤配置防止処置の運用について、指針を準備してありますが、この内容についてご回答させていただきます。
0:00:52	もう1点が、これに関連する記載ですけども、誤廃棄防止の記載の適正化を行っておりますので、この記載の適正化を行った理由について資料を準備してございます。
0:01:04	最後に付則、
0:01:06	の方で旧法の使用前検査というものを使っておりますがこれについての考え方についてまとめた資料をご準備してございます。
0:01:17	本件3点準備してございますけども、今回補足説明資料の方に反映する予定にいたしますのは運用のY地方紙の運用に関するものについて、今回補足のほうに反映させていただきただこうと考えてございます。
0:01:34	以上です。
0:01:37	はい。
0:01:39	規制庁のミヤモトです。資料の中身の説明のほうは、
0:01:43	引き続きお願いしてきますから。
0:01:48	はい。それでは中身の方に入りたいと思います。
0:01:53	はい。九州電力長谷川です。まず初めに審査会合にてご確認いただいた事項のうち、誤配置防止の措置についてご説明させていただきます。
0:02:06	お手元の資料のうち、臨界防止を目的としたコア1防止措置の運用についてもご確認願います。
0:02:14	まず初めに、1ポツとしまして臨界防止を目的としてご愛知防止措置について説明いたします。
0:02:23	なお、審査会合の場でもご確認いただいた通り、使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事に伴い、危機管理上の対象を、
0:02:33	MOX燃料に限定する記載の適正をを行います。5愛知防止措置の具体的な運用について変更はございません。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	続きまして、2 ポツとして臨界防止を目的とした保安し防止措置の具体的な運用について説明いたします。
0:02:52	使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事後におきまして、従来通り、以下の運用を行うことといたします。
0:02:59	1 ポツとしまして、原子炉から使用済み燃料ピットへの燃料取り出し時や使用済み燃料ピット内で燃料移動させる場合等には、
0:03:09	本規定に基づき実施計画を作成し、
0:03:13	これについて原子炉主任技術者の確認を経て、社長の承認を受けます。
0:03:19	実施計画におきましては、臨界防止を目的としたコア 1 防止措置として、臨界が防止できることがあらかじめ確認されている条件に基づき収納する。
0:03:29	旨を明記の上、取り出し後、または移動後の使用済み燃料日と配置図を添付し、
0:03:35	燃料が適切な領域に収納予定であることを確認いたします。
0:03:40	2 ポツとしまして実際の作業時におきましては、燃料確実に適切な領域及び位置に終了するために、実施計画を踏まえた手順確認要領書を策定の上、
0:03:53	作業を実施いたします。
0:03:56	これ 1 防止措置の運用に係る説明については以上になります。
0:04:03	続きまして、記載の適正化について説明いたします。
0:04:08	お手元の資料のうち、英語が 1 号数値にあご愛知防止に係る基線適正化について今後確認願います。
0:04:16	一番はじめにとしまして、玄海 3 号機の使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更に伴うご挨拶をし、
0:04:25	該当条文としまして第 93 条第 1 項、
0:04:29	(9)、第 95 条第 4 項(6)。
0:04:33	及び第 96 条第 1 項(11)に係る記載の実績について説明いたします。
0:04:41	2 ポツ以降で、実際の内容について説明いたします。
0:04:47	第 93 条の診療の貯蔵について説明いたします。
0:04:52	第 93 条は第 1 項におきまして、技術第 2 課長及び保修第 2 課長は、新燃料を貯蔵する場合は次の事項 10 する。
0:05:02	ことを規定しておりまして、本所における新燃料のところには、新燃料の貯蔵に伴う新燃料の取り扱い行為。
0:05:11	取り扱いに伴う燃料の移動も含めてございます。
0:05:16	具体例として、括弧はこの辺りが一体機 13 条第 1 項に例として例示として(6)を記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:28	例について説明いたします。保修第 2 課長は新燃料の数量に際し、信連使用済み燃料ピットにて取り扱う場合は、新燃量の落下を防止する措置を講じることと記載しております、この場合炉心燃料の来まして、つきましては移動も含めてございます。
0:05:48	また、使用済み燃料貯蔵設備の貯蔵能力変更工事は、
0:05:52	MOX燃料の未臨界防止の措置。
0:05:56	使用済み燃料ピットにおける臨界管理上の配置防止を措置する、適用することを明確化するとともに、
0:06:03	第 93 条第 1 項(6)の表記と整合を図るため、記載の適正化として、使用済み燃料ピット内の新燃料の移動にあたっては、この部分につきまして、ウラン、
0:06:16	プルトニウム混合酸化物の貯蔵に際し、使用済み燃料ピット内のというふう
0:06:22	記載を適正化する。
0:06:24	こととしてございます。
0:06:28	2 ポツにつきまして以上ですが、第 3/3 ポツ、第 95 条燃料の取りかえと、及び 4 ポツ、第 96 条は使用済み燃料の輸送につきましても、
0:06:39	対象が変わるのみで、内容は同じですので、説明は割愛させていただきます。以上です。
0:06:50	研修連絡の田中です。続きまして付則の記載についてのコメント回答させていただきます。
0:06:56	まず受けましたコメントとしまして、使用前検査については、旧炉規法の用語であり、本年 4 月より新たな炉規法が施行されていることから、記載が適正適正なものか検討検討するとともに、一部少々については法令を引用する形の記載に見直すなどの検討することというようなコメントをいただいております。
0:07:19	まず 1 点目の使用前検査という記載についてのコメントですが、本件については、令和元年 11 月 26 日に工事計画認可申請を実施し、令和 2 年 3 月 32 日に認可をいただいております。
0:07:34	従って、原子炉等規制法の付則第 7 条に規定されております、この法律の施行の債権に工程に着手されている施設に該当し、Q法に基づく 43 条の 3 の 11 第 1 項の規定による検査については、
0:07:50	なお従前の例によるとされていることから、付則の記載の使用前検査で問題ないとしております別紙参照ということで形状めくっていただいて、別紙 2、実際に第 43 条の 3 の 11、
0:08:07	を記載していて、付則についても記載しております。
0:08:13	付則の 7 行目のマーカーのところに示しております通り、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:20	我々としては、旧炉規法の第43条の3の11対1項の規定による検査、使用前検査を受検する予定としているため、
0:08:31	もともとの記載の使用前検査の記載で問題ないと考えております。
0:08:36	続きまして、一部使用承認についてのコメント回答ですが、一部使用承認については、先行電力の関西の高浜発電所の申請書の形に倣って法令を引用する形で見直しを行っております。
0:08:52	先に付則の変更案を示しております。
0:08:56	前半3件については、使用前検査という記載で問題ないことから特に変更はしておりません。
0:09:03	なお書き以降については、一部所掌についての記載なので、法令を引用する形で見直しを行うということで、赤字のような記載に変更することを検討しております。
0:09:15	以上です。
0:09:22	九州電力の橋本です。こちらからの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。
0:09:27	規制庁のミヤモトです。
0:09:30	順番に3台と思います。まず最初の臨界防止を目的とした交換機としての運用について、こちらがまず補足説明の方に入れ込むというふうに考えてるということ。
0:09:48	なんですけどもちょっとまずMACCS会社にこれから行きたいと思い、確認したいと思います。
0:09:57	全体の審査会合では、
0:10:01	燃料の管理対象。
0:10:03	普通に限定した場合、
0:10:08	でもそのやるん。
0:10:11	向こう配置法措置だったり、管理の方法そのもの。
0:10:15	燃料管理、
0:10:17	運用そのものは変わらないのかどっかけところってそうであれば、それをきちっと
0:10:26	示すなり、下記の補足説明資料何かきっかけかもしれすよってということもあるのかなって話で、1ポツ目はその辺が書かれているというふうに、
0:10:37	それを反映されたのかなというふうに理解してます。2ポツ目の方ちょっと確認したいんですが、
0:10:45	当本が
0:10:50	実際の条文見ますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:59	この今日本 2 ポツの中の、こっちが二つあってF、
0:11:04	そのポチっていうのは、技術第 2 課長の話と、
0:11:11	あと実際の条文でその後廃棄防止措置を講じることというふうに言っているその保守第 2 課長の話。
0:11:19	とか、両方入ってるのかなと思うんですけども。
0:11:24	今回その妊婦例えば資料にある通り募集大分課長はっていうところで、
0:11:30	使用済み燃料ピット内の降灰予防所長講じること、これに対応している。
0:11:37	部分っていうのは、2 ポツの二つ目のポチ。
0:11:44	になるのかなと思うんですけどそう、そういう理解でよろしいですか。
0:11:50	九州電力長谷川です。ご理解の通りです。
0:11:56	はい規制庁ミヤモトです。
0:12:11	あと各部分なんですけれども、最初のポツ、
0:12:15	の一行 2 行目のところで、燃料の
0:12:19	ロックからピットへの燃料取り出しやピット内処理燃料ピット内での人の移動させる場合等々的に言ってるんですけども。
0:12:28	これは今回でいうとこの 93 条、95 と 96 条を全部
0:12:36	含めた言い方や新燃料の貯蔵と言ってるものや、燃料取扱棟と言ってるところや使用済燃料の創造
0:12:44	といったところこれすべてこの
0:12:47	言葉にあって、まとめているってことでよろしいんでしょうか。
0:12:52	九州電力長谷川です。ご指摘いただいた通りでございます。
0:13:05	規制庁ミヤモトです。
0:13:09	補足説明資料にされるっていうことですので、
0:13:14	ちょっと条文との対応ということで、
0:13:19	この記述に課長と保修課長の役割は違いますので、そこは少しわかるようにしていただきたいなというふうに思っておりますが、いかがですか。
0:13:33	研修でまずはですね
0:13:35	こちらに 2 ポツのほうに支部を追加する形でよろしいでしょうか。
0:13:42	そうですね。ミヤモトです。
0:13:46	そういう意味では
0:13:49	例えば 93 条の 2 と 15 に対応してる芳賀さんが多重事故に対応してる話なのかっていうのが、
0:13:55	ちょっとこれだけの漠然として見えてこないのかなというところもあるので、少しその辺のところを意識していただければなとは思っております。条文としては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	保安規定の条文としてこう配置を防止する措置という言葉だけ見ると、取材活動のところで出てくるんですけども。
0:14:14	全体を見ていくと技術管理課長のところも誤廃棄防止措置
0:14:20	も典型的な臨界防止に触れているってということもわかりますので、そういうことが、そういうことであれば、そういうことをきちとこう書かれた方がわかりやすいのかなとは思いますが。
0:14:39	九州電力長谷川です。
0:14:41	日本通運の方につきましては、条文及び手法ひもづける形でわかりやすいより記載を見直したいと思えます。
0:14:49	はい。規制庁ミヤモトです。ここはよろしくお願ひしますが、ここは審査会合でもその運用は変わらないんだってということ。
0:14:58	であれば、そこはきちと整理して欲しいということで、示された方がその効果がないってところもありますので、そこはきちとわかり易くしていただくのが、測地よかなと考へてますのでよろしくお願ひします。
0:15:12	ちょっとまず、
0:15:15	二つ目の誤開放措置に係る記載の適正化方ちょっと移らせていただきまして、
0:15:21	こちらは補足説明資料にはしない、今のところはしないというふうに考へていつているのでしょうか。
0:15:30	KC電力安全課です。
0:15:33	今のところの補足説明にはつけない形で考へてございします。
0:15:39	規制庁ミヤモトです。江藤。
0:15:43	審査会合以降、
0:15:46	この議論を少し振り返りますと、
0:15:50	いわゆる肖像という言葉と移動って言葉、言い回しが変わって、新旧とで見るといいましては変更となってるんですけどもそれは、
0:16:01	それによって運用が変わったりしているのかとか、会議が変わっているのか、入っても
0:16:08	なんか入ったのがありますけども、その辺がわかりにくくて、Geller運用できるのかがちょっとよくわからない。大丈夫ですかってところが、
0:16:19	あったんじゃないかなとそういう議論があったんじゃないかなと思えますので、そこにきちと説明されるってなれば補足のほうが好ましいのかなとは思いますがいかがでしょうか。
0:16:38	九州電力長谷川です。補足説明資料に見える形で検討したいと考へてございします。
0:16:45	規制庁ミヤモトです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:47	ちょっと中身を少し確認、質問させていただきたいんですけども。
0:16:56	想像
0:16:58	創造の中には、取り扱いと95条の取り扱いに含めるんですけども、いわゆる移動という概念も含んでますよっていうことを、2ポツの最初の方でおっしゃりたいのかなというふうにはちょっと
0:17:15	に1回を
0:17:17	約束に考え、かんとところですので、
0:17:23	今の保安規定の、ちょっと全体を93条、95と96条の1号からザーッとこう見てみたんですけども。
0:17:37	確かに例えば93条ですと、信連の貯蔵する場合は次の事項を遵守させて、
0:17:45	今日書いていただいた1項6号では新年度のちょっとに際して言い方をしてと。
0:17:50	他ミート例えば5号でもですね、新燃料をSFPに貯蔵する場合はって言い方してて、
0:17:59	ば本当、
0:18:01	そういう意味では、
0:18:05	この変更の救護だけが、
0:18:09	NPDのって言葉になっちゃってるようなイメージもあるんですが、
0:18:15	現在の規定はこの貯蔵と移動と何か確約する理由っていうのはちょっとあるのか確認したいんですけど、よろしいですか。
0:18:32	九州電力長谷川です。こちら
0:18:36	Na
0:18:37	臨界防止Cが必要なプラントについてのみ記載されておましてそこで是正を図っておまして書き分けWANOここ時点でおまけあてての大きな意図はないというふうに理解しておましてそういった意味で今回記載の適正化により規制の整備を図りたいと考えてございます。
0:18:58	規制庁ミヤモトです。但馬の
0:19:01	考え方というのは
0:19:05	保修課第2課長のSFP内の指導なり、鳥取会計上もそうだと思うんですけども、96条持ってここだけ移動っていう言葉も使われてるっていうのは、意図的に何か有してるわけじゃないではなくて、ちょっとここだけこういう言葉を使ってもいい。
0:19:25	んだけども、基本的な想像であったり、
0:19:29	95で取りかえと。
0:19:34	取り出すとか減少にそうかそういったものにしてると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:38	ということになります。
0:19:42	でしょうか。
0:19:46	機種練りませに関するご理解の通りです。
0:19:57	規制庁ミヤモトです。
0:19:59	そうだと、
0:20:04	あと確認なんですけども、2 ポツの 4 産業に新燃料の貯蔵に伴う新燃料の取り扱い行為(イ)ドーム部含めているという。
0:20:16	CDAの貯蔵にはって言うこと言ってるんですが、
0:20:20	ちょうどここで言ってるちょうどっていうのは、自動の方でも何かあるんでしょうかちょっとその貯蔵の
0:20:28	ここで言ってる貯蔵っていうのが、
0:20:30	どの辺をカバーしてるのか、中がどの辺までなのかちょっと確認したいんですけども。
0:20:36	説明いただけますか。
0:21:06	自主で陸風からです。少々お待ちください。
0:22:19	九州電力長谷川です。はい。
0:22:23	新年の集いにつきましては
0:22:26	これゆえ、
0:22:27	基準刑事数千 9030 全体としましては
0:22:32	ラックへの保管も含まれますが、ここでその臨界防止に係る規制としましては、ラック間の使用済み燃料ラックから使用済燃料ラックの移動も含まれる。
0:22:42	になります。
0:23:00	規制庁ミヤモトですということは、
0:23:05	Jappの
0:23:08	使用済燃料ラック分ください。
0:23:12	PET外での
0:23:15	使用済み燃料ピット内での
0:23:19	保管を前提とする貯蔵全停するピット内での取り扱いってのはすべて貯蔵になるFAXそういう改善になるんでしょうか。それちょっと多分これ 90 工場との絡みもあるのかなとは思うんですけども。
0:23:33	多分その辺のところが発火源として見えてくれば、
0:23:38	この移動ということは適正化するとか、
0:23:42	一体ここについてちょっとホテル何を言ってるんだろうっていうところも、
0:23:46	見えてくるのかなというふうになんて変わってはいるところなんですけども。
0:24:06	九州電力長谷川です。93 条につきましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:11	13 条全体としましては、森林入所する港または使用済み燃料ピット内のラックへのラックに貯蔵すること貯蔵と、
0:24:20	終了することをちょっと指しまして、95 条及び 96 条、燃料取替棟と使用済み燃料貯蔵につきましては収集済み燃料ピット内のラックへの収納をさせさすというふうに理解してございます。
0:25:18	規制庁ミヤモトです。Q96 条は、ウラン杭募集の
0:25:28	周知が
0:25:30	しちゅうのと、
0:25:32	あと、
0:25:35	操作された状況に異常がないことの確認等多分されると思いますので、
0:25:40	あとは 96 条の一部をとかまずはと思うんですけども、収納だけだって集合された後のその貯蔵してる状況見てるっていうそういうことになってる。
0:25:51	かと思うんですが、
0:25:57	ちょっと細かいところいろいろ聞いてしまってあれなんですけども。
0:26:03	九州電力わづかですが、もしありませんもう一度よろしいでしょうか。今、先ほどあった制度ミヤモトレス先ほど 95 条と 96 条は、ラックへの
0:26:15	収納のことを言ってますと。
0:26:18	おっしゃってたんですけども、96 条のほうは、
0:26:22	使用済み燃料の貯蔵ということで、ラックへの収納だけでなく、
0:26:27	ピットに貯蔵した後の
0:26:31	いわゆる異常がないことの確認等多分されてる、1 合計 16 条の 1 項事後でされてると思いますので、そういう意味では、それは上の収納プラス
0:26:44	保管状態といいますか、そういったところも入ってるっていうことでよろしいでしょうかっていう質問です。
0:26:54	九州電力梶川です。ご理解の通りです。
0:26:58	また 96 条につきましては(1)第 1 項第 1 項(1)におきましても、ちょっとC済み燃料ピットに貯蔵し 1 ヶ月に 1 回以上巡視点検により貯蔵状況に異常のないことを確認することも含まれてございまして、その頭として 1 号の中の 1 号の
0:27:15	中で貯蔵する場合、抽出する事項を規定してございますので、一存等の管理につきましてもこの貯蔵という言葉に含まれるものと認識してございます。
0:27:44	長ミヤモトです。ちょっと確認なんですけども、
0:27:46	今のやりきれないやりとりを踏まえて、それぞれの 93 条、95 条 96 条の
0:28:05	取り扱い行為括弧移動。
0:28:08	も含めているっていう言い方で、すべてもう
0:28:14	置き換えることってできるのかどうかちょっと確認したいんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:23	情報取り扱い。
0:28:32	施設をミヤモトレすいませんと例えば少し、
0:28:37	1 ポツの
0:28:39	3 行目の
0:28:41	何よりから三行目の新年度のちょうどにはっていうところなんですけども、森林のちょうどいい伴う。
0:28:51	伴う取り扱いこういったことに取り扱いこれがどこまで広がっているのかわかんなくなってきたような気もするので、
0:28:58	項目しなかったことは大きなこと。
0:29:02	方がいい、いいんでしょうかね。
0:29:10	新燃料貯蔵に伴う、例えばpと内の
0:29:17	SFP内の
0:29:19	取り扱い行為、移動も含めてるっていう言い方が正確なんでしょうか。
0:29:26	ちょっと 95 条と 96 条とで、またこのように置き換えていいのかどうかちょっと。つまり、
0:29:34	さっきちょっと理解ができてないと、何かできてないのでちょっとこういう質問をしています。
0:31:35	九州電力長谷川です。それは日報通
0:31:39	の第 93 条例としますと 3 行目の新燃料の貯蔵に伴う診療取扱高括弧以上につきまして、ご審議燃料の貯蔵に伴う後に使用済み燃料ピット内のというふうにを追記する形で、
0:31:55	いかがでしょうか。
0:32:00	規制庁ミヤモトです。
0:32:04	ちょっと私がきちっと理解できてないところがあるのかもしれませんがもただ審査会合での議論を踏まえると、
0:32:12	貯蔵に際して移動にあたっては貯蔵に際してとかという言葉にぽんと置き換えることが、
0:32:20	果たして
0:32:24	計算値 9596 で画一的にそういうふう置き換えて、
0:32:30	大丈夫なのかっていうところがあったのかな。
0:32:33	等を持ってまして、
0:32:36	ちょっと今回そういうところがあまり見えてこなかったんですが、なんかこうなのでちょっとこういう質問をくどくさせていたでるっていうふうになんかちょっと理解していただければと思いますので、その辺のところはもう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:49	何といたしますか、東北各指摘に置き換えても大丈夫なんですよってことであればその辺がわかるように、先ほどおっしゃったような感じでも構いませんので、書いていただいた方が
0:33:02	結果として、言葉置き換えていますけれども、そこはこういう考え方で問題ないんですよってことがわかればいいのかと思うんですが。
0:33:12	ちょっと審査会合のやりとり踏まえますと、939696 条ですべて根っこ、同じような形で
0:33:21	書き換えて大丈夫なんですかっていう審査会合の
0:33:25	やりとりを踏まえて、ちょっとそこはもう少し説明していただけたほうがいいのかとか補足説明にするのであればなおさらそこは、
0:33:34	説明が要るのかなってちょっと考えてはいます。
0:34:35	九州電力の梶川です。ご指摘いただいた点を踏まえまして、2 ポツの第 93 条例によりますと、新燃料の貯蔵に伴うの後に使用済み燃料ピット内の
0:34:47	追記し、また含めているの後にそのため今回の規制施栓適正化に於いて、実際の行為に変更がない旨を追記したいと考えております。以上です。
0:35:05	規制庁ミヤモトですが、ちょっとそれも踏まえて 95 条 96 条のほうも、
0:35:10	もうちょっと
0:35:12	ご検討ください。
0:35:14	当審査会法でのやりとり、少し
0:35:17	YouTubeとかもその議事録もアップされるかもしれませんが、
0:35:25	ちょっとに際してという変更が今共同に際してという言葉が出てますけども、
0:35:30	例えばですね 1 回貯蔵した時だけのことなのかとか、ピット内のいろいろ入ってるんですかとかっていうところも、いうふうな質問をちょっと水撃もありましたので、そういうところが息子わかるようにしていただければなと思ってます。それが、
0:35:47	93 と K15 とか 96 でも同じようにいえるのか、違いがあるのかってところもちょっとわかればありがたいなと思っております。
0:36:03	で、あと 1 動いて N 例え
0:36:09	2 ポツの真ん中のまた、
0:36:12	のところちょっとこれ確認なんですけれども、
0:36:20	委員会の仕事、
0:36:22	組織ということで、領域管理対象の燃料、
0:36:31	ごめんなさい。
0:36:35	規制庁ミヤモトです。
0:36:39	また以下のところへと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:42	記載の適正化ということで、
0:36:44	その移動ということを貯蔵ってということが時、
0:36:51	多分後を踏まえて直すってところは、規制の適正化って言い方はわかるんですが、
0:36:58	困ったのが例えば2行目から3行目のところになるんですけども。
0:37:07	いわゆるし、使用済み燃料ピット内の新燃料
0:37:12	を
0:37:13	MOX燃料って言葉に
0:37:16	変わるっていうのは、何か使った分適正化。
0:37:20	っていう。
0:37:21	明確化ってことになってまさにこれこそ変更のない変更大きな変更になるんじゃないかなとちょっと思って。
0:37:28	という認識でいるんですけども。
0:37:31	当補正するあさひ申請書とか見ますと、
0:37:38	臨界防止を確認した条件のところ、
0:37:41	あらかじめ確認している条件のところは、
0:37:46	リラッキング工事に伴う変更だということとで位置付けられてるんですけども。
0:37:54	募集第2課長のところっていうのは、記載の適正化って言い方をしまして、
0:38:01	移動直後に関しては記載の適正化かなとは思うんですけども。
0:38:06	領域管理する対象燃料が変わるっていうのは、
0:38:09	これはまさにリラッキングこっちに伴って変わってるものなのかなと思ってまして、記載の適正化って言い方がちょっといいのかなっていうのをちょっともう一度確認させてください。
0:38:39	九州電力有川です。こちらにつきましては利益工事件う記載の適正化。
0:38:44	をまとめて記載を適正化等してございましたが、ご指摘を踏まえまして両方見聞きする形で記載したいと考えてございます。
0:38:57	規制庁ミヤモトです。
0:38:59	わかりました。
0:39:01	審査会合のときにそれとそのことをちょっとうまく私の方から伝え、
0:39:08	できなかった部分があったかと思いますが、
0:39:12	ちょっとそこは申請書の備考欄のところは今そういう記載になってて、ちょっとこの辺のところを確認したかったっていうのが趣旨ですので、ちょっとそれを踏まえていただければと考えております。
0:39:26	3点目の付則も記載なんですけども、
0:39:33	これは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:35	実用炉規則のところをちゃんと引かれた
0:39:39	先般電力、関西電力の高浜発電所の例を踏まえたということでここはわかりました。
0:39:52	ちょっとパネルのための確認なんですけれども、規則の記載についての資料の真ん中にコメント回答というのがありまして、
0:40:01	3行目に、この法律の施行の際現に工事に着手されている施設って言い方をしています。
0:40:11	認可を受けてることと工事着手してることとは、厳密には違う概念になるかと思うんですけども。
0:40:18	3月先に認可を受けても、3月31日には工事に着手しているっていう理解。
0:40:27	でよろしいでしょうか。
0:40:34	法令上は
0:40:37	九州電力の田中です。法令上その理解で間違いありません。以上です。
0:40:43	要は施設ミヤモトエコーで策定しているっていうことを確認してちょっと念のために質問させていただきました。
0:40:50	あと、
0:40:51	これ少し参考までにお聞きしたいのですが、実際の運用としてですね
0:41:03	使用の承認の受け方なんですけども。
0:41:11	8ブロックに
0:41:14	ブロックごとの工事ということで8ブロック工事するということで、前回の審査会の方の審査会合の資料を踏まえまして、
0:41:27	仕様書には1237書いてるっていうこと。
0:41:33	になるんですが、これはなかなかいつその手続きを踏むということですか、それとも何かこう、
0:41:38	だから期待利益第3位で
0:41:42	後期に現場束ねて何か申請するようなイメージなんですか。
0:41:53	九州電力の田中です。日本に倣いまして、工期ごとにC承認を受ける形をとっております。
0:42:04	以上です。
0:42:06	規制庁ミヤモトです。つまり第1期で、第1期冷凍
0:42:14	ccブロックAブロックBブロック、
0:42:20	それぞれごとの承認を申請する、第1期分という形で申請するというイメージでしょうか。
0:42:27	九州電力の長友でございますと一番補足いたします。もちろんやっていない工事に関しましてはですね先行で美浜3号機が実施しております、それに準じ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	る形で今回行って一部使用承認の申請を受けようと思っております。やり方といたしましては、
0:42:44	各後期ごとの預貸機構時代、工事第三期工事ごとの合計 3 回、一部使用承認を出しまして、それぞれ工期の中で 1 台ってやったら三つ、第二期も三つ TITAN って二つブロックを公示いたしますので、
0:43:00	公示いたしますのでそれぞれ使用承認を受けると、なので第 1 項としては、一番頭に一部使用承認の申請をいたしまして、承認は 3 回っていう、そういうやり方を第二期工事第三期工事ともする予定でございます。以上です。
0:43:20	規制庁源です。わかりました。
0:43:53	規制庁ミヤモトについてちょっともう 1 点細かく確認させてください。
0:43:59	このリラッキング工事に関わるその保安規定の趣旨、
0:44:04	変更の申請に関しては、今まで 1 回補正が行われてきたのかなと。
0:44:12	1 回集まって精査した
0:44:16	補正があって、1 回ですね、
0:44:26	産業界、
0:44:28	新検査制度の取り入れを踏まえた改正をして、
0:44:32	ちょっと条ずれ的な補正をされてるっていうんかと思うんですけども。
0:44:38	そういう
0:44:42	申請のあった時に認可申請でまず認可を受けて例えば条ずれをもう 1 回受けるような、そういうことで、どういうことな発生しているのでしょうか、ちょっと確認させてください。
0:45:00	九州電力の橋本です。今おっしゃったのは、9 月の 25 日の日に実施した検査制度の反映として、今回補正をさせていただきますけども、その内容に関しましては、
0:45:16	変更の履歴の部分の反映と、
0:45:19	もう 1 点がですね、90、
0:45:23	65 ですね、96 条の第 1 項の第 10 現状 15 になってますけども、
0:45:31	こちらが一つずれてまして、
0:45:37	記事です。
0:45:40	もともとが第 9 号ということで記載してましたが、こちらに新検査制度で一つ間に入りましたので、これが 9 が 121、
0:45:50	繰り上がってるという形の補正を梱包してございます。
0:45:57	長ミヤモトです数的な制度を次回で何か認可を、いわゆる 9 月 25 日以降で、今までの間で何か認可を
0:46:10	もらって変更認可申請受けて、実はそれが今回の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	資金的にも若干その条ずれとかで跳ねたりする部分ってのはあるのでしょうか。例えばPD毒ガスとかも認可を受けたりしてると思うんですけども、それを踏まえて、
0:46:27	さらに一步何か補正で条ずれとかが発生するのかどうかちょっと確認させてください。
0:46:34	はい九州電力の橋本です。今おっしゃっていただいた有毒ガスですね、保安規定の方が11月の4日に認可をいただいております、これに伴って条文がずれることはございません。ただし補正としましては、先ほどより変更の履歴の箇所ですね。
0:46:52	変更の本文の方の変更の内容のところに、日課の番号が入るもの等、あと一つですね付則の方で融度勝のほうで付則を一つ追加してございますので、その付則を追加する、
0:47:09	変更がございます。以上です。
0:47:13	規制庁ミヤモトです。わかりました。ありがとうございます。
0:47:34	です。
0:47:37	規制庁ツカベ
0:47:38	けど、
0:47:39	前回の会合を踏まえた議論として働かな細かなやりとりをしまっているなと思っていて、保安規定の要望と移動というか、変えられるっていうことは、
0:47:55	これから意味があるものとして、こちら側審査しますので、仮に今、
0:48:03	後には移動がありますとか、取り扱いが含まますということであれば、ちょっとその辺りも媒体は
0:48:11	本部として各
0:48:14	検討してかっこべきじゃないかとかですね、ちょっと多分話が、その本質でないものにずれていくので、
0:48:21	当初
0:48:24	すいません九州電力の橋本さんの音声の方はですね非常に聞き取りづらいんですけどもすいませんがもう一度よろしくお願ひします。
0:48:34	ツカベ。
0:48:36	サイドから言いますと、ちょっと今やりとりをさせていただいて、ちょっとあんまり本質的な業務ができないなと思ってまして、
0:48:44	保安規定の
0:48:47	要綱を変えるということはそれなりに意味を持つものだと思いますので、当然我々はそこに中身を審査しますし、管理者の貯蔵というものに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:59	異動などを含まますということであれば、場合によってはそれを本当に規定の中にそういうことをちゃんと定義づけてですね、しかもその取り扱いという用語であればもっと広いようになるので、どこまでどういう行為を、これは含んでるんですかという。
0:49:14	すごい不毛な議論をすることに
0:49:17	なるかなと思っています。
0:49:20	もともと今回その取り扱い自身は、
0:49:23	変わりませんということでお話を伺っていて、その趣旨はこちらからもお伝えして、
0:49:31	だかと思うんですけど、介護を踏まえても、
0:49:36	こういう議論をまだしなきゃいけない。
0:49:39	いいですかねという気がします。
0:49:44	ちょっと半分ちょっと感想みたいなことですが、以上です。
0:50:34	九州電力長谷川です。
0:50:36	core1 防止の適正化につきましては
0:50:40	元の記載へ戻す方向、戻したいと思います。
0:50:53	はい。規制庁ツカベです。
0:50:55	私も今回、今後通水いじることによって二次文書、
0:51:02	その実際の運用とずれがそうってしまうのが一番やなと思っていますね。
0:51:08	停留所変えられないということであれば、その本文自身も海外というのは、一つのオプションではないかなと思っています。
0:51:18	ということではなくてユーザーさんの方針がそういうことであれば、
0:51:22	特段こちらはコメントありません。
0:51:29	すいません九州電力の中園といいます。のこれまでのご指摘とかですね、ご指導を踏まえましてですね、
0:51:38	私どもとしましては、おっしゃるように、特に運用とか手順とか活動が変わるわけではございませんので、元の記載に戻すことで補正をさせていただきたいと思います。
0:51:56	お伝えとかしました。
0:52:18	規制庁ミヤモトです。
0:52:22	九州でこちらからは、
0:52:26	以上になりますが九州電力の方から何かございますか。
0:52:33	九州電力の橋本です。こちらからはございません。
0:52:39	規制庁ミヤモトです。
0:52:41	以上で今日のヒアリング

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	を終わります。
0:52:46	お疲れ様でした。
0:52:49	別会社。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。